

行政書士新規登録申請にかかる

事務所の現地調査の実施について（お知らせ）

大阪府行政書士会では、日本行政書士会連合会からの通知を受け、日本行政書士会連合会会則、登録事務取扱規則および登録事務処理要領に沿って、新規登録申請においては、平成22年12月13日(月)からの受付分より、事務所の調査および確認のため、原則として現地調査を実施することになりましたので、お知らせいたします。

平成22年12月6日